

処分基準整理票

処分の内容	商工業近代化資金融資の解除		
根拠法令及び条項	蓮田市商工業近代化資金融資あっせん規則第8条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） （融資の解除） 第8条 市長は、資金の融資を受けた者（以下この条において「借入者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、金融機関に対し、直ちに借入者との契約を解除して融資の全額又は残額の返済を借入者に1時に請求するよう要求することができる。 (1) 貸付金を融資の目的以外に使用したとき。 (2) その他不正の行為があったとき。		
処分基準設定年月日	平成19年2月1日	処分基準最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部商工課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。